

厚木市外国語指導助手派遣業務仕様書

本仕様書は、厚木市（以下「発注者」という。）における厚木市外国語指導助手派遣業務の内容及び履行方法等について定める。

1 目的

厚木市立小学校（以下「小学校」という。）及び厚木市立中学校（以下「中学校」という。）に、英語を母語とする外国語指導助手（以下「ALT」という。）を派遣することにより、国際理解の素地を培い、コミュニケーション活動を中心とした英語教育の推進を図ることを目的とする。

2 契約形態

1の目的を達成するための取組をより効果的に進めるため、派遣契約によるALTを配置するものとする。

3 契約期間

契約締結日（令和8年2月下旬）から令和11年3月31日までとする。

（履行期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで）

なお、契約締結日から令和8年3月31日までの期間は事業準備期間とする。

4 派遣場所

派遣する勤務場所は、次のとおりとする。

(1) 小学校 23校及び中学校 13校

（別紙2「履行場所一覧（厚木市立各小・中学校）」のとおりに）

(2) 発注者と派遣元とが協議し、合意した勤務場所

5 業務内容

業務の内容は、次のとおりとする。

(1) 小学校及び中学校の外国語・外国語活動の授業※¹における担当教諭の支援※²

(2) 授業の指導計画並びに学習活動の内容及び進め方に関する担当教諭との協議及び打合せ

(3) 外国語・外国語活動の授業で使用する教材の開発及び提供

(4) 教員に対する英語力の向上や英語教授法の習得に向けた研修の実施

(5) 配置日の授業時間外（休み時間、昼食時間、清掃時間等）における児童・生徒及び教職員との交流

- (6) 学習指導要領に基づく外国語教育全般に関すること、単元の設計及び短時間学習を含む効果的な学習活動等に関する情報提供
- (7) 運動会、文化祭等の学校行事及び部活動（クラブ活動）における児童・生徒との交流並びに派遣先の指示による活動補助
- (8) 発注者又は派遣先の要求に応じた、英語力測定のためのテストの実施
- (9) (1)～(8)に付随し、又は関連する業務
- (10) その他発注者と派遣元が協議の上、派遣元が合意した業務

※1 授業で主に用いる教科書（教材）は、小学校3、4年は国が配布する教材（R8は「Let's try!」、5、6年は「NEW HORIZON Elementary（東京書籍）」、中学校は「SUNSHINE ENGLISH COURSE（開隆堂）」とする。

※2 授業における支援とは、チームティーチングでの指導、担任の指導計画に基づく単独での指導（パフォーマンステストの面接官等を含む。）、担任の指示による個別の児童・生徒の支援など様々な形態を想定している。

6 労働者（ALT）

派遣元が派遣するALTは、次の条件の全てを満たす者とする。

- (1) 英語を母語とする者又は同等の能力を有すること。
- (2) 大学以上の教育機関を卒業した者又は在外大学の在學生で適正な方法により日本に招へいされた者であること。
- (3) 本業務を履行するに当たり、所持すべき適正かつ有効な種別の就労査証を有すること。
- (4) 本業務の履行に必要な水準の教授技術を有すること。
- (5) 派遣先の管理職及び授業者と必要なコミュニケーションをとることができる日本語会話能力を持つこと。
- (6) 日本の学校教育を理解し、円滑に教育活動を進められること。
- (7) 小学校及び中学校の教育活動において、児童・生徒と積極的にコミュニケーションが図れること。
- (8) 学校という派遣先における業務にふさわしい人格や気質、考え方をもち、かつ、言動、服装等が適切であること。

※ 派遣業務開始後に、派遣先が(1)から(8)までの条件について疑義を抱き、発注者に申し入れ、発注者がALTについて、現状での業務の継続が適当でないと判断した場合には、ALTへの指導や変更等について、派遣元と協議の上、必要な措置をとることとする。

7 配置人数

5の業務内容を実施するALTを12人配置する。

なお、当該ALT12人については、本業務のプロポーザル参加表明時に第一次審査で示した「日本語能力検定レベル」及び「経験年数」と同等の構成となるようにすること。

8 勤務日数・時間

A L Tが勤務する日数及び時間は、次のとおりとする。

- (1) 令和8年4月1日から令和11年3月31日までの間で、発注者が指定した総日数1,935日（小学校1,235日、中学校700日程度）とする。ただし、原則として、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、又は学校の休校日を除く。
- (2) 勤務時間は8時15分から16時15分までの間で、1日6時間以内（別途休憩時間60分）とする。
- (3) (1)及び(2)の詳細や勤務日数、勤務時間の変更等は、派遣先が決定するとともに、派遣先が発注者と派遣元に報告する。

9 派遣元の遵守事項

派遣元は、本業務の履行に当たり、次の事項を遵守することとする。

- (1) 1から8までの内容を踏まえ、本業務の遂行に適したA L Tを派遣すること。
- (2) 派遣元は、派遣先からの管理台帳や労働者の勤怠に関する報告を受けるとともに、発注者、派遣先又はA L Tとの関係について、労働関係法上、適法な業務を行うための連絡や調整を適宜、適切に行うこと。
- (3) 派遣元は、業務の充実及び円滑な履行のために、発注者及び派遣先との連絡調整に関する責任者を置くこと。
- (4) A L Tに支障が生じ、臨時に変更する場合には、直ちにその旨を発注者に報告し、臨時に担当するA L Tの氏名を発注者へ通知の上、本業務を履行すること。
- (5) 派遣元又はA L Tの都合により、(4)による臨時的措置をとることができなかった場合は、派遣元は未履行分の業務を発注者と調整の上、契約期間中の他の日に履行すること。
- (6) 派遣元は、(4)の臨時的措置が長期に及ぶときは、発注者に速やかに報告を行うとともに、A L Tの変更等必要な管理上の措置をとること。
- (7) 派遣元は、A L Tに労災保険、雇用保険、厚生年金、健康保険等の社会保険に必ず加入させること。

10 秘密保持について

- (1) 派遣元及びA L Tは、厚木市個人情報保護条例（以下「保護条例」という。）を遵守し、個人情報を取り扱う場合には、その取扱いに十分に留意し、漏洩、滅失及び毀損の防止等、適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- (2) 派遣元及びA L Tは、本業務の実施において知り得た事項については、他に漏えいし、又は他の目的に使用してはならない。なお、契約期間終了後においても同様の義務を負うものとする。